

## 背景・必要性

## 盛土規制法 まちづくり課

### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）
- 【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所  
→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

### 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**
  - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
  - ※ **国土交通省・農林水産省**による共管法とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、**都道府県知事等**が規制を実施

出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）

# 1. スキマのない規制

|             |   |
|-------------|---|
| <b>規制区域</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県知事等が、<b>盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>宅地造成等工事規制区域</b>：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定</li> <li>➢ <b>特定盛土等規制区域</b>：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○区域指定に<b>市町村が関与</b>できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）</li> <li>○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な<b>基礎調査</b>を実施</li> </ul> |
| <b>規制対象</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制区域内で行われる盛土等を<b>都道府県知事等の許可</b>の対象とする</li> <li>○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、<b>単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。</li> </ul> </li> </ul>  |

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

**【規制対象】**

- 宅地を造成するための盛土・切土

➡ **【区域指定のイメージ】**

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



新制度による規制区域

**【規制対象】** ※ （下線部）：規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

➡ **【区域指定のイメージ】**

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**



出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）



## 2. 盛土等の安全性の確保

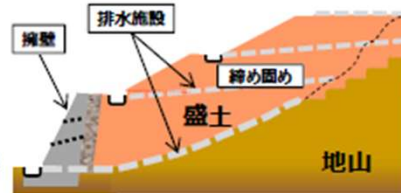
|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p><b>許可基準<br/>・<br/>手続</b></p> | <p>○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、<b>災害防止のために必要な許可基準を設定</b></p> <p>※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査</p> <p>○許可に当たって、<b>土地所有者等の同意</b> 及び <b>周辺住民への事前周知（説明会の開催等）</b>を要件化</p>           |
| <p><b>中間検査<br/>完了検査</b></p>     | <p>○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、</p> <p>①<b>施工状況の定期報告</b>、②<b>施工中の中間検査</b>及び③<b>工事完了時の完了検査</b>を実施</p> <p>※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。</p> |

### ■ 災害防止のための安全基準の設定

#### <盛土・切土>

(主な安全基準)

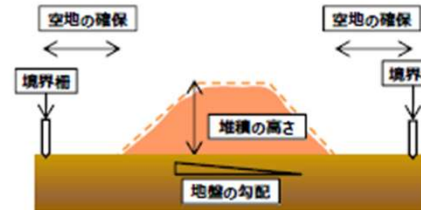
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



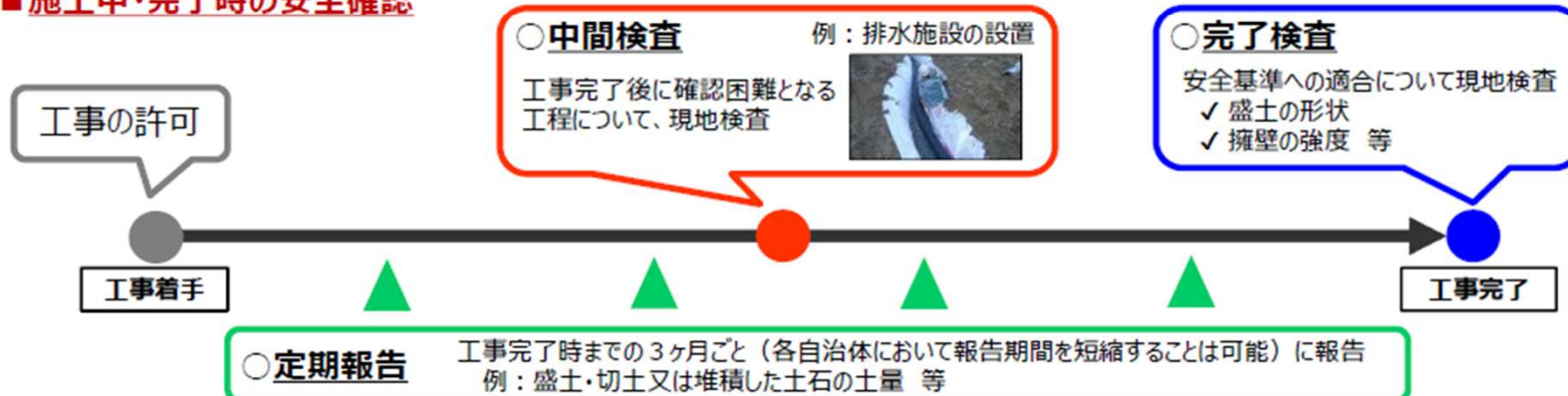
#### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



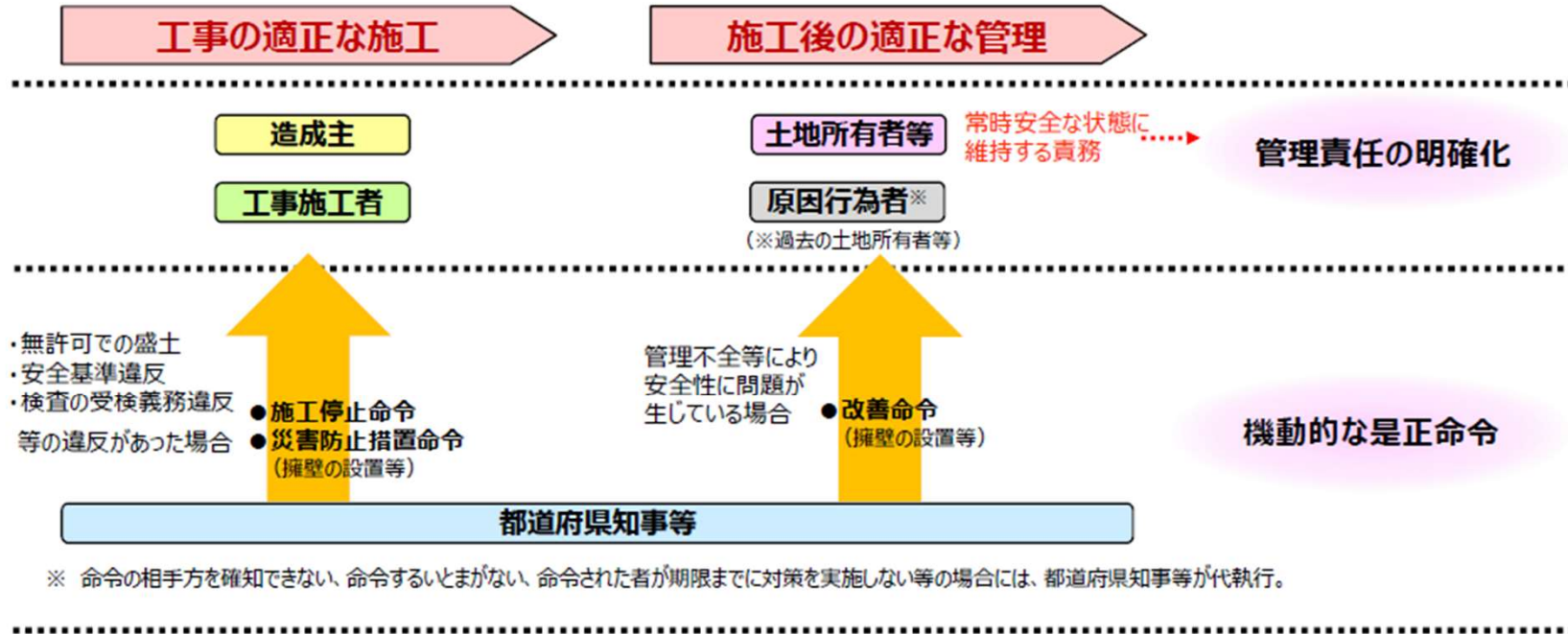
### ■ 施工中・完了時の安全確認



出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）

### 3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**      **実効性のある罰則**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

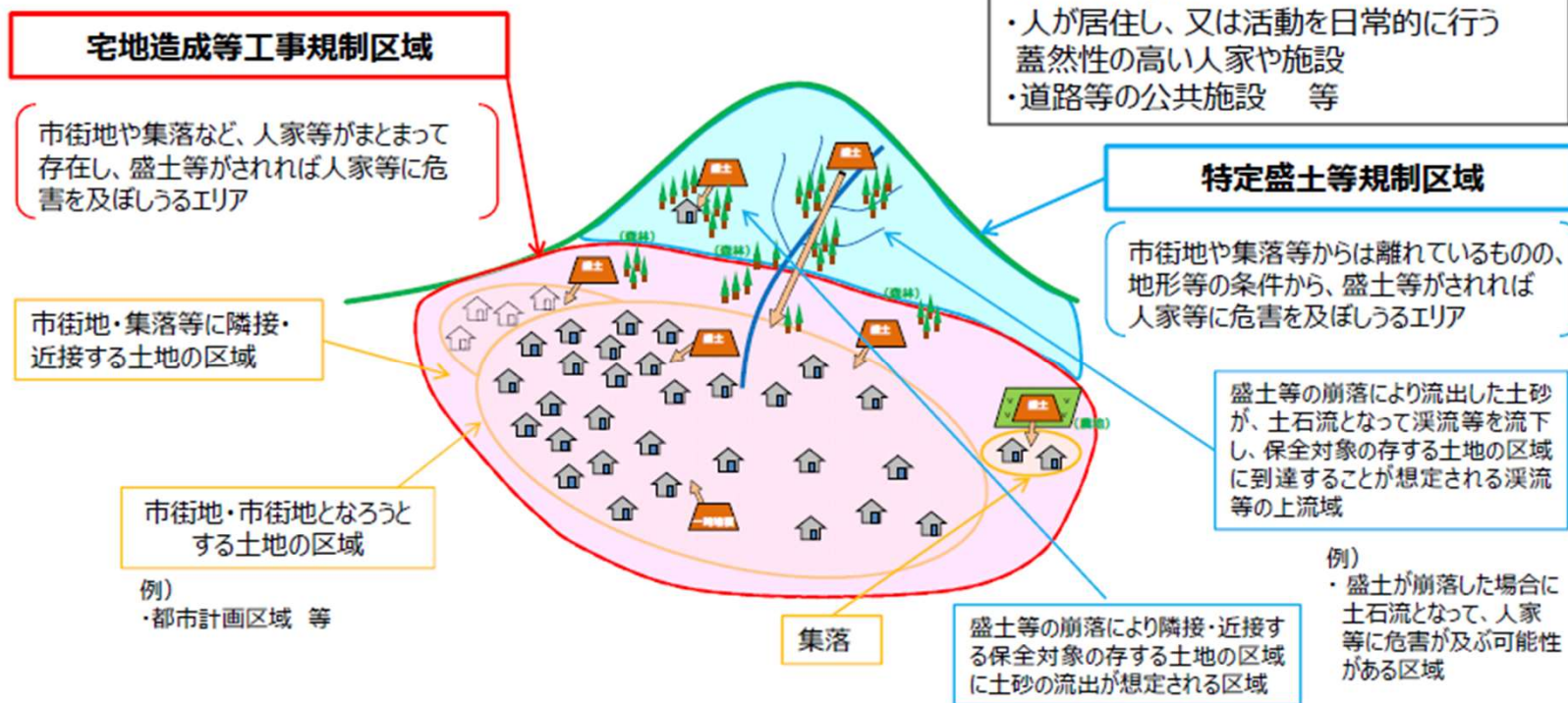
出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）



## 盛土規制法における規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

### <宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



# 宅地造成等工事規制区域における規制対象

## <土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新たに追加>

|       |                              |                             |  |                                  |   |
|-------|------------------------------|-----------------------------|--|----------------------------------|---|
| 要件    | ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの（①～④を除く） |
| イメージ図 |                              |                             |  |                                  |   |

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

## <土石の堆積（一時堆積）>

<新たに追加>

|       |  |                                 |
|-------|--|---------------------------------|
| 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの |
| イメージ図 |  |                                 |

出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）

# 特定盛土等規制区域における規制対象

## <土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新たに追加>

|       |                             |                             |  |                                  |   |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|--|----------------------------------|---|
| 要件    | ①盛土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの | ②切土で高さが <b>5m超</b> の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>5m超</b> の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが <b>5m超</b> となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>3,000㎡超</b> となるもの（①～④を除く） |
| イメージ図 |                             |                             |  |                                  |   |

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

## <土石の堆積（一時堆積）>

<新たに追加>

|       |  |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|
| 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが <b>5m超</b> かつ面積が <b>1,500㎡超</b> となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000㎡超</b> となるもの |
| イメージ図 |  |                                   |

出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）



## 盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

| 区域   | 行為      | 届出  | 許可  | 中間検査  | 定期報告  | 完了検査                      |
|------|---------|---|---|---|---|---------------------------|
|      |         | 数回以上繰り返しは許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模   | 人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずるべき規模  | 事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの（排水施設の設置）を含み、かつ滑動崩落等により周囲に基大な被害のおそれがある大規模なもの  | 事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に基大な被害のおそれがある大規模なもので、工事等が長期間となるもの※1 | 完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模 |
| 宅造区域 | 宅地造成    | -   | ①盛土で高さ1m超の崖<br>②切土で高さ2m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ2m超（①、③を除く）<br>⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）   | ①盛土で高さ2m超の崖<br>②切土で高さ5m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ5m超（①、③を除く）<br>⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く） | 同左  | 許可対象すべて                   |
|      | 特定盛土等   | -   | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超<br>②堆積の面積500㎡超   | -<br>(事後的確認が可能なため対象外)   | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超<br>②堆積の面積3,000㎡超                                 | 許可対象すべて                   |
| 特盛区域 | 特定盛土等※2 | ①盛土で高さ1m超の崖<br>②切土で高さ2m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ2m超（①、③を除く）<br>⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く） | ①盛土で高さ2m超の崖<br>②切土で高さ5m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ5m超（①、③を除く）<br>⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く） | 許可対象すべて   | 許可対象すべて   | 許可対象すべて                   |
|      | 土石の堆積   | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超<br>②堆積の面積500㎡超   | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超<br>②堆積の面積3,000㎡超   | -<br>(事後的確認が可能なため対象外)   | 許可対象すべて   | 許可対象すべて                   |

※1 工事の施工状況について3ヶ月ごとに報告が必要となります。

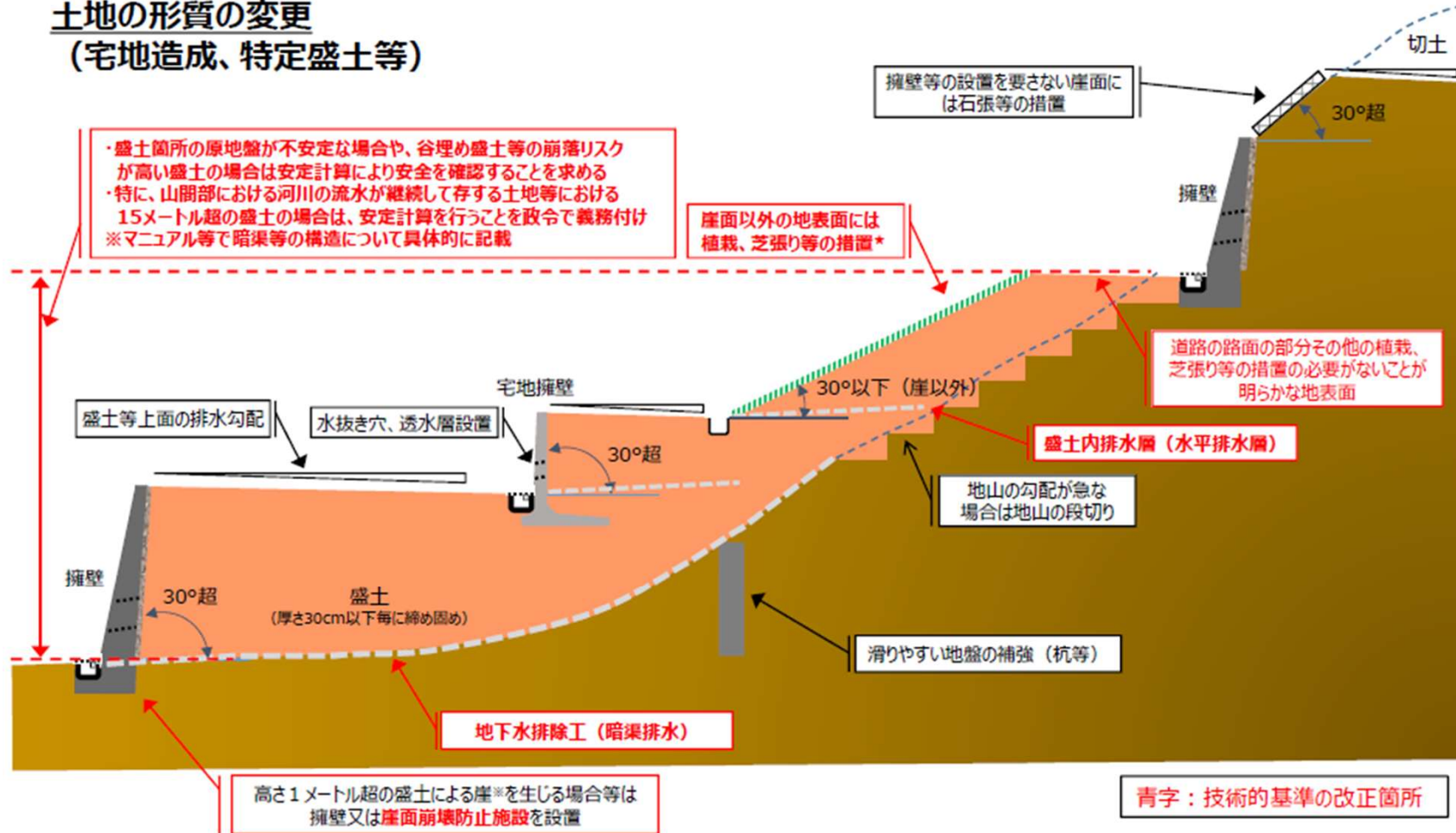
※2 特定盛土等は宅地造成を包含するものであるため、特盛区域においても宅地造成は規制対象となります。

出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）



# 【参考】土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

## 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）

# 土石の堆積に係る技術的基準（政令）

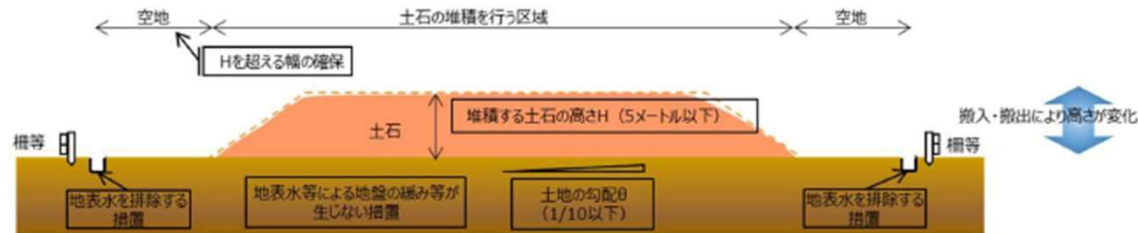
※全項目、新規に規定

| 概要        | 規定   |
|-----------|--|
| 地盤の安全確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下<br/>(堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く)</li> <li>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置</li> </ul>   |
| 周辺の安全確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保</li> <li>(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地</li> <li>(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地</li> <li>・堆積した土石の周囲への柵等の設置</li> </ul> <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p> |
| 土石の崩壊防止措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置</li> </ul>  |

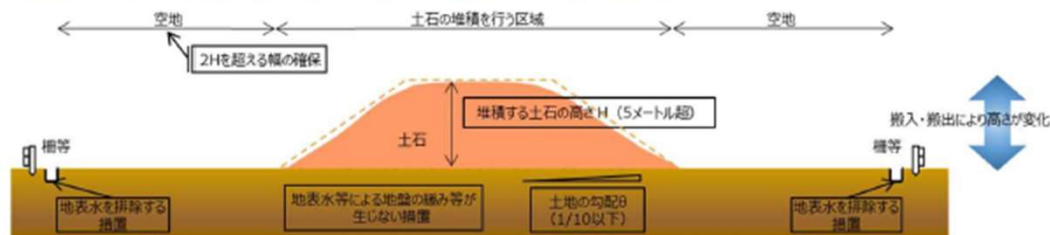
(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

## 【参考】土石の堆積の技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）



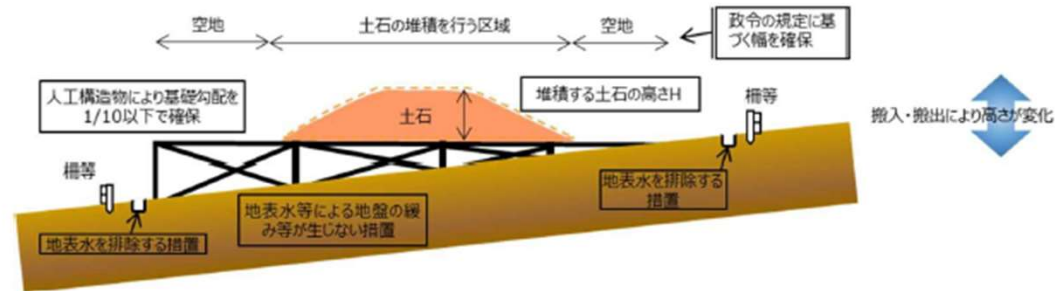
## 【参考】 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

### 【代表的な措置の概念図】

#### (例1) 土石を堆積する高さを超える鋼矢板等を設置する措置

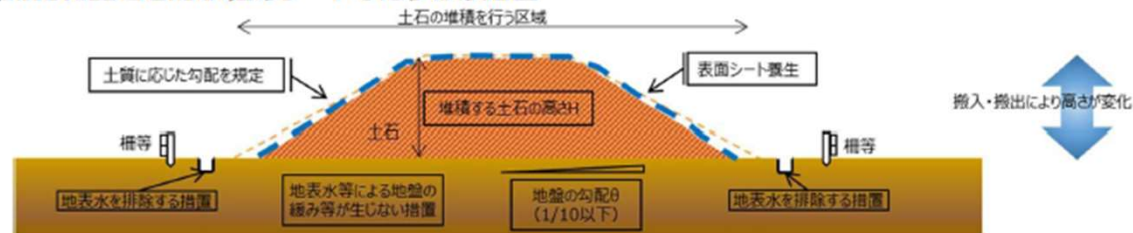


#### (例2) 土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する措置



#### (例3) 次の①②を全て満たす措置

- ① 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する等の措置
- ② 堆積した土石を防水性のシートで覆う等の措置



出典：盛土規制法等に関する説明会資料（国土交通省・農林水産省）

## 「盛土規制法」に係る今後の対応について

- 国の「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が本年5月26日に施行されました。
- 佐賀県まちづくり課では、同法に関する区域の指定のあり方などを検討するための「基礎調査」を令和5年度から実施しています。
- 基礎調査には、年単位の時間がかかる見込みであり、区域の指定のあり方については、基礎調査の終了後、その結果を踏まえて検討していく予定です。
- また、基礎調査や区域のあり方の検討については、県関係課と連携し、県内や他県の状況なども踏まえつつ、検討していきます。
- 本件については、今後も、ホームページ等で適宜情報提供を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。